

相続・贈与税顧問 平成21年贈与税対応版 概要(Ver.H21.2)

「相続・贈与税顧問 Ver.H21.2」での対応内容をご案内します。

このプログラムは、平成20年10月1日以降に発生した相続税および平成21年1月1日以降に発生した贈与税の申告にご利用できます。

1.バージョンアップについて

バージョンアップ対象・・・Ver.H21.1*

2.データの利用について

データ移行バージョン・・・Ver.H21.1*以降

上記のバージョンからデータ移行が可能です。Ver.H20.1または Ver.H20.2データは「旧バージョンデータ読込」で移行します。

概要のバージョンの表記について

「Ver.H21.2」のように小数点以下2桁目は省略して記載しています。正確なバージョンはシステム起動後の[ヘルプ]-[バージョン情報]で確認できます。

3.改正の概要

システムに関係する平成21年贈与税関連の主な改正の内容は、次のとおりです。

非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例の創設

後継者である受贈者が、贈与により、経済産業大臣の認定を受ける非上場会社の株式等を親族（先代経営者）から全部または一定以上取得し、その会社を運営していく場合には、その後継者が納付すべき贈与税のうち、その株式等（一定の部分に限ります。）に対応する贈与税の全額の納税が猶予されます。

この特例は、平成21年4月1日以後に贈与により取得をする非上場株式等に係る贈与税について適用されます。

住宅取得等資金の贈与税の非課税制度の創設

租税特別措置法の一部を改正する法律（平成21年法律第61号）により、父母や祖父母など直系尊属からの贈与により取得した住宅取得等資金について、一定の要件を満たす場合には、500万円まで非課税とする制度が創設されました。

平成21年1月1日から平成22年12月31日の間の住宅資金贈与について、現行の基礎控除と別枠で500万円まで非課税となります。

贈与税 新設帳票

上記の改正に伴い、次の帳票が新設されました。

帳票名	説明
第1表の2 贈与税の申告書 （住宅取得等資金の非課税の計算明細書）	カラー帳票 OCR用紙ではありません。
株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）	
株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）（別表）	

《参考》国税庁のホームページ

平成21年分贈与税の申告のしかた、贈与税の申告書等

<http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinkoku/zoyo/souzoku.htm>

ホーム > 申告・納税手続 > 贈与税

相続税 第8の3表 様式改定

相続税の申告書（平成21年4月分以降用）で、次の帳票に一部訂正がありました。

帳票名
第8の3表 農地等納税猶予税額と株式等納税猶予税額の調整計算書
第8の3表（修正申告用）農地等納税猶予税額と株式等納税猶予税額の調整計算書

《参考》国税庁のホームページ

相続税申告書第8の3表の訂正について

<http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinsei/annai/sozoku-zoyo/annai/teisei2.ht>

ホーム > 申告・納税手続 > 相続税 > 相続税の申告手続

4. システムの対応内容

相続・贈与税顧問 Ver.H21.2 では、以下の対応を行いました。

4-1 贈与税の対応内容

印刷フォーム・入力画面の変更

次の帳票について、平成 21 年分贈与税申告書の印刷フォームおよび入力画面に変更しました。

- ・ 第一表 贈与税の申告書
- ・ 第二表 贈与税の申告書（相続時精算課税の計算明細書）
- ・ 第三表 贈与税の修正申告書
- ・ [暦年課税用] 住宅取得資金等の贈与の特例に係る贈与税額の計算明細書
- ・ 農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書
- ・ 相続時精算課税選択届出書

新設帳票の対応

新設された次の帳票を追加します。

帳票名	件数
第 1 表の 2 贈与税の申告書（住宅取得等資金の非課税の計算明細書）*1	1 枚
株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）	30 件
株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）（別表）	

*1 カラー印刷対応。OCR 用紙ではないため、直接印刷は不可。

贈与税 第 1 表 特例選択項目の追加

- ・ 株式等納税猶予の特例を選択できるように対応しました。
- ・ [1 表の 2]、[株式特例] のボタンを追加し、全体のボタン配置を見直しました。

贈与税 案件選択・作成画面の変更

贈与税案件選択・作成画面の特例区分の表示に[株式]の列を追加しました。「株式等の納税猶予の特例」で「あり」を選択すると、「適」と表示されます。

贈与税 0 印字の追加

贈与税の申告書第 1 表、第 2 表、贈与税の修正申告書第 3 表の印刷で、財産の価額や税額が 0 の場合には、0 を印字するように変更しました。

4-2 相続税の対応内容

相続税 第 8 の 3 表のフォーム変更

第 8 の 3 表、第 8 の 3 表（修正申告用）の印刷フォームを変更しました。

相続税 第 4 表、第 14 表 贈与税参照の画面変更

相続税の申告書第 4 表（2/2 画面）、第 14 表画面の【贈与税参照】で表示される贈与税データ選択画面の特例区分の表示に、[株式]の列を追加しました。

4-3 電子マニュアルの対応

電子マニュアルメニューの起動

操作マニュアルや今回の変更点を PDF 化した電子マニュアルをプログラムから開くことができるようにしました。

「今回の変更点」画面の起動

システム起動時に、システムの対応内容の解説資料「今回の変更点」を自動起動するようにしました。

5.動作環境

OS(*1)	Microsoft® Windows® 7/Vista/XP/2000
メモリー	Microsoft® Windows® 7 : 1GB 以上 Microsoft® Windows Vista® : 512 MB 以上 (1GB 以上推奨) Microsoft® Windows® XP/2000 : 128MB (256MB 以上推奨)
CPU	Microsoft® Windows® 7 : 1G Hz 以上 Microsoft® Windows Vista® : 800 MHz 以上 (1G Hz 以上を推奨) Microsoft® Windows® XP/2000 : 400MHz 以上 (500 MHz 以上を推奨)
ディスプレイ	解像度:1024×768(小さいフォント)(*2) Windows® 7 の場合は、規定のスケール(96DPI)を使用。 Windows® Vista の場合は、標準のスケール(96DPI)を使用 Windows® XP の場合は、標準フォントかつ96DPIを使用
表示色	Microsoft® Windows® 7/2000 : High Color(16ビット)以上 Microsoft® Windows Vista®/XP : 中(16ビット)以上
HDD	138MB 以上
最大用紙サイズ	A4
プリンター	ページプリンター(ポストスクリプト対応プリンターを除く)(*3) インパクトプリンター PLQ-20S(*4)(*5)(*6)

(*1) : 64ビット版は除きます。

(*2) : 解像度800×600は、動作保証外です。

(*3) : OCR 申告書の正確なカラー印刷には、エプソン製ページプリンターの特定機種のみ対象です。カラー出力した申告書等の提出に関しては事前に所轄税務書にご確認ください。

(*4) : PLQ-20S は、以下の専用ドライバをお使いください。

「インターKX 及び応援シリーズ用 EPSON ESC/P2001」

(エプソン・ホームページの「ダウンロード」ページよりダウンロードいただけます)

(*5) : 税務署配布のOCR用紙に直接印刷することができます。(贈与税の第一表の2、第二表、第三表は、OCR用紙ではありませんので税務署用紙への直接印刷はできません。)

(*6) : 様式改定に伴い税務署配布の贈与税の申告書第一表の下部の次の項目は、印字領域外にあたるため印刷できません。必要に応じて手書きしてください。

- ・「作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号」欄
- ・「税理士法第30条の書面提出有」のチェック欄
- ・「税理士法第33条の2の書面提出有」のチェック欄

6.プロダクトIDについて

プログラムのセットアップ(インストール)時にプロダクトIDを入力する必要があります。プロダクトIDは製品固有の24桁の数字で、同一のプロダクトIDは存在しません。1つの製品を複数のコンピューターにセットアップされた場合、2台目以降では、別のプロダクトIDを入力されるまでプログラムの起動ができなくなります。

プロダクトIDが記載されたラベルは、CD-ROMのケース(ライセンス商品の場合はライセンス使用許諾証またはプロダクトIDのご案内ハガキ)に貼られます。詳細は改版商品に同梱のご案内(手順書)をご参照ください。

ライセンス商品のご案内

「応援シリーズ」で、同一プログラム(スタンドアローン版)を複数本使用される場合、2本目以降のライセンス商品(及び年間プログラム保守契約)を割安価格でご用意しています。

ライセンス商品はこんなときに最適です。

企業又は会計事務所内において、複数台のパソコンで使用する場合

本社以外の出先拠点(支社、営業所等)において使用する場合

会計事務所において、在宅処理や外出先処理(モバイル用途)等の所外で使用する場合

学校等の教育用途として使用する場合

【著作権・使用許諾契約について】プログラムを使用するには、著作権法及び使用権許諾契約により、1台のコンピューターにつき1ライセンスの使用許諾が必要です。